

医療費助成制度のお知らせ

問い合わせ

年金・長寿医療グループ (☎⁸⁵ 2 1 3 7)

市は、次の要件に該当する方に医療費の助成を行っていますので、該当する方は、年金・長寿医療グループまたは各支所で申請し、受給者証の交付を受けてください。なお、すでに受給者証の交付を受けている方は申請の必要はありません。

重度心身障害者医療費助成制度

【助成要件】 次の全ての要件を満たす方

- ① 市内に住民登録があり健康保険に加入している方
- ② 次のいずれかの障がいのある方
 - 身体障害者手帳の交付を受けており、身体障害者障害程度等級表 1 級、2 級または 3 級の内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害のみ）に該当する方
 - 知的障がいがあり、A 判定の療育手帳の交付を受けている方または I Q が 50 以下と判定（診断）された方
 - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害等級の 1 級に該当する方
- ③ 主たる生計維持者の所得が制限額以内である方
※ 65 歳以上の方は、一部の知的障がいのある方を除き、後期高齢者医療制度への加入が条件です。

【負担内容】

- 一般世帯 1 割負担（月額上限：通院 1 万 2,000 円、入院 4 万 4,400 円）
 - 3 歳未満が住民税非課税世帯 初診時に一部負担金（医科 580 円、歯科 510 円、柔道整復・鍼灸 270 円）
- ※ 精神障がい者は入院を除く医療費のみ助成。

【手続きに必要なもの】

健康保険証か後期高齢者医療受給者証、障害の程度が確認できる手帳か判定（診断）書、主たる生計維持者の所得証明書（公簿で確認できる場合は不要）、印鑑

ひとり親家庭等医療費助成制度

【助成要件】 次の全ての要件を満たす方

- ① 市内に住民登録があり健康保険に加入している方
 - ② 家庭の状況が次に該当する方
 - 母・父親…ひとり親家庭などの親で 20 歳未満の児童を扶養または監護している方
 - 児童…上記に該当する親に扶養・監護されている 20 歳未満の児童または両親の死亡や行方不明などにより他の家庭に扶養されている 20 歳未満の児童
 - ③ 主たる生計維持者の所得が制限額以内である方
- 【負担内容】
- 一般世帯 1 割負担（月額上限：通院 1 万 2,000 円、入院 4 万 4,400 円）
 - 3 歳未満が住民税非課税世帯 初診時に一部負担金（医科 580 円、歯科 510 円、柔道整復・鍼灸 270 円）

※ 親は入院と指定訪問看護に掛かる医療費のみ助成。

【手続きに必要なもの】

健康保険証、主たる生計維持者の所得証明書（公簿で確認できる場合は不要）、印鑑

乳幼児等医療費助成制度

【助成要件】 次の全ての要件を満たす方

- ① 市内に住民登録があり健康保険に加入している方
 - ② 中学校就学前の 12 歳以下の方
 - ③ 主たる生計維持者の所得が制限額以内である方
- 【負担内容】
- 一般世帯 1 割負担（月額の上限：通院 1 万 2,000 円、入院 4 万 4,400 円）
 - 3 歳未満が住民税非課税世帯 初診時に一部負担金（医科 580 円、歯科 510 円）
- ※ 小学校就学中の方は入院と指定訪問看護に掛かる医療費のみ助成。

【手続きに必要なもの】

健康保険証、主たる生計維持者の所得証明書（公簿で確認できる場合は不要）、印鑑

受給者証をお持ちの方は次の点にご注意ください

- ① 入院するときは、ご加入の健康保険から『限度額適用認定証』か『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受け、保険証・受給者証と一緒に病院の会計窓口へ提出してください
- ② ご加入の健康保険などから『高額療養費、高額介護合算療養費及び災害共済給付金』の支給があったときは、必ず年金・長寿医療グループへ届け出てください
- ③ 学校や保育所などの管理下で負傷し、医療機関などで受診したとき（医療費総額が 5,000 円以上）は、学校などを通じて申請することにより、(財)日本スポーツ振興センターの災害共済給付が適用されますので、受給者証は使用しないでください。
また、受給者証を使用し災害共済給付が適用されたときは、必ず年金・長寿医療グループへ届け出てください
- ◎ 8 月以降も引き続き助成を受けられる方は、7 月下旬に新たな受給者証を送付します



FOMA らくらくホン7
らくらくサイトボタンで天気やニュースがすぐに調べられる、デムーも作れる防水らくらくホン。
※moveをご利用の方へ 2012年3月末日でmoveサービスは終了致します。

新規・取替は是非当店へ!!
毎月の料金が高いとお悩みの方、プラン診断を随時行っています。お気軽にご来店下さい。

ドコモショップ登別新生店 ☎82-2600
登別市新生町1丁目18番地1 Jビル3階 10:00~19:00



北海道みらい法律事務所
弁護士 増川 拓 札幌弁護士会

- 離婚・養育費・慰謝料
- 相続・遺言
- 交通事故
- 消費者被害(悪徳商法)
- 消費者金融・信販会社・銀行等からの借入金の整理 など

借金に関する相談：初回無料 | 交通事故に関する相談：初回無料

室蘭市東町2-27-4 セミナービル3階
(東室蘭駅東口より徒歩1分・東室蘭郵便局となり) **P有**

相談は要予約 ☎0143-83-4131